

伊達吉村家集『隣松集』及び『統隣松集』について

五十嵐 金三郎

目次

はじめに

購入の経緯について

吉村自筆への疑問

『隣松集』及び『統隣松集』の構成

当該家集の架蔵と研究書

『統隣松集』の成立について

編集者と吉村との関係

吉村時代の右筆について

吉村の筆跡について

仙台市立博物館所蔵資料について

内容と評価

むすび

はじめに

仙台藩といえは、いわゆる伊達騒動を思い起す。

伊達家は、縁戚一門の勢力が強く、藩主の権力に対して、何かと制限を加えようとする意図が強かった。

万治三年（一六六〇）、第三代伊達綱宗は、所行紊乱の

ため、幕府から逼塞を命ぜられ、その後、まだ二歳の亀千代丸（綱村）が襲封するが、綱村は幼少で政務を采配する力がないために、藩政の実権は、伊達兵部宗勝（政宗・十男）によって握られた。兵部は、綱宗の押込み隠居を企てたり、

或は亀千代丸の膳部に毒盛りをして、試みた近臣が急死するなどの事件を起したりして、自ら家督を継がんとする意図を抱き、進歩派の伊達右京（宗良）・奉行原田甲斐（宗輔）・小姓頭渡辺金兵衛らと結託して、亀千代丸元服後も藩政を壟断した。

たまたま保守派の伊達安芸（宗重）と伊達式部（宗倫）との間に、所領に係る争論が起り、寛文十年（一六七〇）、これを機会に安芸は、兵部らの非違を幕府に訴え出た。

翌十一年三月、大老酒井忠清邸で尋問が行なわれ、兵部・甲斐らの所業が遁れ難いものとなったとき、突然甲斐は

安芸を斬り、甲斐もその場で斬られた。同年四月幕府は兵部を罰し、松平豊昌に預けて土佐に流し、右京に閉門を命じた。こうして騒動は落着し、綱村は漸く藩領を安堵する（日本歴史大辞典）。
（河出書房による）

だが、一難去ってまた一難、綱村の実子である扇千代丸が、貞享二年（一六八五）八月二十五日、わずか五歳にして夭逝してしまい、世嗣は断えようとした。

こうした仙台藩存亡の時期に、伊達吉村は、磐井郡東山大原村に、当時三千石を食む伊達家一門である伊達肥前宗房の嫡男として、延宝八年（一六八〇）六月二十八日同村川内城内に於て誕生したのであった。

吉村は、幼名を卯之介、助三郎村房と称したが、のちに藤次郎と改名した。元禄八年（一六九五）六月二十六日、一関藩初代の主田村建頭の子に抜擢されるが、更に同年十二月二十六日、仙台藩主伊達綱村の世嗣として立身し、同九年五月、初めて將軍綱吉に拝謁し、十一月柳営に於て元服、將軍の諱を拝賜して名を吉村と改めた。同十五年四月、京都より久我通名の息女で、内大臣久我通誠の養女であった貞子姫を娶り（冬姫と、称した）、同十六年（一七〇三）八月二十五日、二十三歳の時封を襲いで第五代仙台藩主となり、陸奥守に任ぜられ、左近衛少将に転じ、更に従四位上左近衛権中将に進んだ。

吉村は、養父綱村の志をつぎ、よく精励して藩政にいそ

しみ、民力の涵養を期して、奢侈を戒めて勤儉を勧め、武術を奨励して質実剛健の氣風を養成し、藩士の武技を鍊り、更に、學術の普及に力を尽して学舎を建て（養賢堂）、且つ人材を登用するに適材適所主義に徹した。又常に朝廷を尊び、幕府を敬い、領内の名勝旧蹟を保護称揚した。傍ら、よく民情に通じ、常に民を本として藩政を行なう姿勢をくずさなかった。こうして藩の肅正をはかること二十有余年、漸く藩衰頽の危機を挽回し、仙台藩中興の業を成し遂げた。
（小野寺鉄室「仙台中興の英主贈從伊達吉村公の事蹟に就きて」。
史蹟名勝天然記念物 三卷十二号）及び「伊達家文書」参照。

吉村は、政務に精勤する傍ら、書、画、和歌、漢詩、國文、さては謡曲等悉くその奥義を受け、殊に和歌、書、画に堪能で、一家風をなしたとさえいわれる。

本稿で取上げる『隣松集』及び『続隣松集』は、収録されている作品のすべてを今仮に年代順に編成してみると、元禄十四年（一七〇一）二十一歳から寛延二年（一七四九）六十九歳まで、およそ、五十年間にわたって詠まれた和歌や、書きつづけられた紀行、隨筆等の総集編ともいふべきもので、吉村は、宝暦元年（一七五一）十二月二十四日七十二歳で他界しているから、文字通り老の最後まで作品といえる。

この家集を当館は、昭和三十七年に購入している。「吉村の自筆らしい」という当時の古書肆の付言によって以来、そのように伝えられてきた。果して如何。本稿では、

その当否と、該家集の成立事情を考察して、その内容を公
開し、伊達吉村の文事面での活躍の一端を紹介したい。

購入の経緯について

当館購入の『隣松集』及び『統隣松集』(以下特に記す以外は
称す)は、昭和三十七年三月十五日某古書肆から購入してい
る。当時吉村の自筆らしいという古書肆の付言は、それな
りの根拠があったものと思われる。

すなわち、本家集の中で別巻に仕立てた卷子本二巻のう
ち、『隣松集余分』と題した一巻の奥書に、次のようにし
るしてある。

右之歌隣松集書落候分今度

改而為一卷添置之者也

于時寛延二己巳五月

武衛吉村

□ (朱印白文)

右識語の末に押捺されている印文は「成／文」とあつ
て、これは吉村の雅号で、例えば『伊達家文書』(大日本古文
第三伊達)にも同文の押印がある。この双方を比較すると、
家文書第七)にも同文の押印がある。この双方を比較すると、
正に同一印の如くに見える。この押印が吉村自筆であると
いう重要な根拠になっている。

又筆跡についてみれば、御家流の流麗な字様と、いかに

も熟達した運筆には、吉村の筆跡を仮に知らなくとも、な
る程と了知させられる雅趣がある。

更に装訂を見ると、料紙は鳥の子の上質紙で、『正集』
の方は、大きさが縦二八・八横二〇・五糎で、黄椽色地に
浅黄色の鶴に花雲の刷り込み模様のある紙表紙を付し、題
簽に「隣松集 上」のように墨書している。角切を施した
袋綴本。質素な桐箱に納め、その蓋に「隣松集 七帖」と
墨書してある。この筆跡は題簽のそれと同筆と目される。

一方『統集』の方は、料紙は矢張り鳥の子で、表紙は茶
色地に白絹二重褌と花紋の織模様様の絹布表紙で、題簽に
「統隣松集 春」の如く記してある。綴葉装で、大きさ二
二・六×一六・三糎。前者より比較的小型本。黒漆塗の桐
箱に納め、その被蓋に「統隣松集 十一冊」と金泥で書し
てある。筆跡は『正集』と同一と見て間違いない。

これらの装訂が、いかにも豪奢で、一見して高貴な人に
よって保持されていたであろうことは、容易に推測され
る。

こうした諸条件が、吉村自筆と思わせ、推断されてもご
く自然の成行といえる。

吉村自筆への疑問

仮に吉村自筆となれば、当館においては、「国立国会図
書館貴重書指定基準」1-(ロ)3 (名家自筆の稿本
及び書簡の類) 項に準じ

て、貴重書として指定されるものと判断される。しかし果して、吉村の自筆かどうか、その可否の判定が先決である。

本稿では、「自筆にあらず」という結論に至った過程を報告することが主たる目的であるが、まず立証する前に、自筆ということに対する素朴な疑問を二、三あげてその上で述べよう。

- 1 自筆にしては全体の筆跡が実に整い美麗すぎる。
 - 2 運筆に一種の勢いがなく、逆にどこか写しらしい弱さを感じられる。
 - 3 「成文」の印文及び朱肉の新鮮さに疑問がある。
 - 4 構成が成立年代順によらず編成されていることから、一種の編纂ものと思われる。
- これらは、全くの直感にすぎないが、といって自筆にあらずと断定する証拠もない。そこから傍証資料の探索がはじまるのである。

指定をするにしても、一般書として扱うにしても、その根拠の不明確のままに措置することは許されない。何らかの結論を見出さなければならぬ。しかもそれが、より科学的で客観性のある根拠を提示されなければならないということである。

『隣松集』及び『続隣松集』の構成

ここでこの家集の構成を明らかにしておくことが便利であろう。『正集』『続集』の編成内容を示すと次のようになっている（これらはいずれも題簽の書名である）。

正集		続集	
冊	1 隣松集	冊(帖)	1 無題
	2 同	① 続隣松集	2 隣松集余分
	3 同	② 同	
	4 隣松集組題		
	5 同		
	6 隣松集和文		
	7 同		
	8 隣松集組題		
	9 同		
	10 隣松集和文		
	11 同		
	12 同		
	13 同		
	14 同		
	15 同		
	16 同		
	17 同		
	18 同		
	19 同		
	20 同		
	21 同		
	22 同		
	23 同		
	24 同		
	25 同		
	26 同		
	27 同		
	28 同		
	29 同		
	30 同		
	31 同		
	32 同		
	33 同		
	34 同		
	35 同		
	36 同		
	37 同		
	38 同		
	39 同		
	40 同		
	41 同		
	42 同		
	43 同		
	44 同		
	45 同		
	46 同		
	47 同		
	48 同		
	49 同		
	50 同		
	51 同		
	52 同		
	53 同		
	54 同		
	55 同		
	56 同		
	57 同		
	58 同		
	59 同		
	60 同		
	61 同		
	62 同		
	63 同		
	64 同		
	65 同		
	66 同		
	67 同		
	68 同		
	69 同		
	70 同		
	71 同		
	72 同		
	73 同		
	74 同		
	75 同		
	76 同		
	77 同		
	78 同		
	79 同		
	80 同		
	81 同		
	82 同		
	83 同		
	84 同		
	85 同		
	86 同		
	87 同		
	88 同		
	89 同		
	90 同		
	91 同		
	92 同		
	93 同		
	94 同		
	95 同		
	96 同		
	97 同		
	98 同		
	99 同		
	100 同		

以上『正集』七冊、『続集』十一冊、別巻二軸、計十八冊二軸である。右の編成内容のうち「組題」と称するのは、例えば「詠百首和歌」とか「詠五十首和歌」とか、独立した題をもち、それを何組か一括して一集となしたものであ

る。また「和文」とは、随筆・紀行の類を指す。他は和歌である。

右の編成を更に細目にわたってみると、例えば、『正集』の組題では、四〇にのぼる各題を含み、同じく和文では、二二の随筆・紀行文を収録している。また「統集」においては、二五の組題と二〇の和文を含んでいる。これらの作品いちいちについて、どこで、何時、どのような理由で詠み、書かれたかを記録する識語が記され、また当時第一級の公家歌人の添削を受けて清書した旨をも記している。

その全容は、末尾に添付した各々の作品名と、その識語を通覧されれば明らかであろう。

当該家集の架蔵と研究書

日本の古書を探索する場合、今日では先ず岩波書店の『国書総目録』をみるのが、常套となっていると思う。そこで『隣松集』『統隣松集』について同目録をみると、共に「宮城伊達」三冊とあって、宮城県図書館の伊達文庫に架蔵していることを記載している。一方「宮城県図書館蔵書目録 第一 郷土資料篇」に、三巻三冊の『隣松集』一本と、『統隣松集』一本が収録されて、「伊達吉村記」とあるから、或は自筆かと推測されるのである。しかし、内容細目をみると、どうも『隣松集』といいながら『統隣松集』の内の和文中下巻に収められている範囲を出ない。冊数

も三冊で不一致である。『国書総目録』と同県図書館蔵書目録記載とは大体一致する。しかし当館購入本とは合致しない。そこで素朴な疑問を抱いたのであった。

これまで、『隣松集』『統隣松集』については、福井久蔵氏の『諸大名の學術と文芸の研究』に紹介されているのが最初のように、ほかには『仙台市史』に書名のみ登載されているのが管見に入ったくらいである。何はともあれ、現地に赴くのが最良であろうと考え、昭和五十二年夏宮城県図書館に向いた。同館には次の四本がある。

一 統隣松集 上中下巻 三冊

KM900
ソ—2
3—1

内容は統隣松集の和文中下のみ、大きさ二八・五×二〇・五糎、唐草模様 の 絹 布 表 紙、吉村自筆本と伝えられ、貴重書扱となっている。特に本書について注意を引くのは、帙内側に『統隣松集』の編纂に携わった家臣某の識語が記録されていることである（後述）。

二 隣松集 上中下巻 三冊

KD900
リ—1
ユ—1

伊達文庫の内、江戸末期写、『隣松集』とあるが内容は一に同じ。

三 統隣松集 和文 上中下巻 三冊

KD900
ソ-1
3-1

伊達文庫の内、江戸末期写、内容は右のののうちから十二作品を移写したもの。

四 統隣松集 上中下巻 三冊

江戸末期写、内容は一に同じ、下巻末に一の帙内側の識語の移写がある。一の転写本。「甘柿舎／図書信」(庄司惣松)の長方朱印がある。

『統隣松集』の成立

宮城県図書館に架蔵している右四本のうち、貴重書扱となっている一本について内容を検討すると、『統隣松集』の全部ではなく、和文三巻分、即ち随筆・紀行文に当る部分のみで、和歌の分は入っていない。何故貴重書扱にされているか詳しくはわからないが、唯大事なものであるという伝承があるらしい。該書の帙をみるとその内側に、意外にも次のような識語が書いてあるのを見出した。

右此集者

前、大守吉村君之所_レ給_レ頭也、大君一年傍_レ臣命、木村氏藤原信堅牧野氏源鎮成与_レ某、而令_レ編_レ統隣松集、経_レ日而成_レ全集之功、為_レ其褒

美、寛延三庚午三月廿三日、信堅鎮成者、分_レ賜其詠艸及季寄之部、予者為_レ其中花実、賜_レ玉詞教一篇、誠愚臣等、今日如_レ斯預_レ高命、此道之規摸且年来依_レ近從之深_レ惠也、於_レ是其書再與而末代予為_レ珍_レ宝、令_レ子孫不忘_レ君恩、宜_レ其旨趣者也、
時宝曆元年辛未霜月下旬 木村氏源義式謹記

(通用の漢字に改める)

右の識語は、該書の成立事情を知る点で貴重な記録といえる。

これによると、当該書は、吉村が木村信堅・牧野鎮成・木村義式の三名に編集を命じ、その功に対する褒美として、寛延三年三月廿三日にこの一本を賜わった、その際他の二人は「詠艸」と「季寄之部」を贈られたというのである。すなわち『統集』は、右の三名が編集に携ったということである。しかし、当該の一本は、果して吉村の自筆かどうかについては一言もふれていない。

また、この宮城県図書館蔵本と当館本との関係はどうなのであろうか。右の識語から直接窺うことはできないが、恐らく、これらの家臣に命じて底本が一本作られ、それをもとに右筆らに書写させたのではなからうか。すなわち、全く推測の域を出ないことであるが、同図書館の貴重書

は、或は当館本の底本になったもののうちの和文の部分に当るのではないかと考えられるのである。(なお、この件については更に詳細な対校を試みる必要があり、今、)を調べる必要があり、今、

さて、では『正集』についてはどのように考えたらいのであろうか。その点明確ではないが、右のような識語が書き残されている事実などから推察されることは、矢張り家臣に編集を命じて右筆らに書写させたものに相違ない。その時期は、『正集』『続集』同時期と思われる。というのは、

は、当館本をみると、『正集』も『続集』も必ずしも一筆とは限らないが、筆跡は非常に酷似し、双方年代を隔って別々に書写されたとは考えられないからである。(後述する仙台蔵本の場合、一そうそれが明瞭である。また、前掲寛延二年奥書にいう「正集」に係る文言と、寛延三年「続集」拝領の時期とに注目したい。)

編集者と吉村との関係

右の識語にいう木村信堅・牧野鎮成・木村義式の三名は、はたして吉村との関係はどうであったのか、その点にふれよう。

木村義式 ヨシノリ 藩士、通称軍治、吉村公時代の人、和歌を善くす。(宮城県図書館所蔵本の旧蔵者)

木村藤馬 トウマ 風流家、諱信堅、仙台藩大番士にして宮城郡

利府千石を領し、江戸番頭を勤む、晩年十浦と号し、

書画骨董を愛し、旁ら製陶を以て業となす、其の業焼には頗る見るべき者あり、(一七四三)寛保三年正月二十七日吉村公其家に臨み、円月亭の額及び和歌数首を賜ふ、仙台藩の平土にて千石の禄を領するは木村氏と宮城郡七北田村矢野氏のみなり。

牧野鎮成 ヤスナガ 藩士、通称権右エ門、吉村公時代の人、和歌を善くす。

右の記述は『仙台人名大辞書』(圖書刊行会 昭和八年刊)の紹介を登載させていたぐいたものである。木村義式と牧野鎮成は、藩士として吉村に随ったことは容易にうなずける。しかも和歌を善くしたとあれば、吉村の文事上の親交も深かったろうことは想像に難くない。

しかし、木村信堅(藤馬)は、一介の風流人でありながら江戸番頭を勤め、その上千石の拝領をうけている程の人である。余程吉村の信任が篤かった人物に相違ない。これらを証明するともいえる文書が、『伊達家文書』(大日本古文書家わけ第三)にみえている。

同文書二四八番、息子の宗村に宛てた「伊達吉村書状」には、宗村自作の詠草を木村藤馬に与えている。

伊達吉村書状

(前略)

一 木村藤馬へ被下候御詠草被遣候、何方も可申様無之、
宜敷存候間、則頂載(マツ)為仕候、殊之外難有申候、恐々謹
言、
(延享十二年一七四五)

正月廿六日

吉(花押)

陸奥守殿

また最も信頼のおける人物として、吉村自身の遺言状の中
に、吉村の遺骸取置に就いての依頼状があり、それには

「我等死後

木村藤馬物置ノ役披見可申物」

我等死後取置之事

として、死後の遺骸の始末について、木村藤馬に細々と書
きしるしてあり(同文書二四九三)、遺骸取仕廻ノ人数については、

遺骸取仕廻之人数、木村藤馬、赤坂権左衛門、鵜沼休太
夫、詰合之刀番、存寄有之候間、牧野権右衛門(鎮成)

ハ立合可申候、其外ハ行水之場所共ニ、一式立合申まし
く候、古山丈太夫石田宋之丞内一人詰合候て、諸事其節
之メリ仕候事、

と記して、全く少人数に限って遺骸の始末に当るようにな
き残している。

また、吉村の死後遺産についての遺言状(同文書二四九九)には

一 子共々之母兩人 おそへ事ハ
可相除候 二百兩計宛も

一 年寄共三人之内浜野事ハ 百兩計 兩人ニハ七拾五
兩計も

一 豊田ニ 五拾兩ほとも

女中ハ右之者共計ニ可致候

一 鵜沼休太夫、牧野権右衛門ハ 百兩宛 (傍線
筆者)

外ハ昼夜看病いたし候小納戸、其外不寝等いたし候者
計、其内刀番判形役ハ、少計部ヲ別段ニ被相立、小納
戸より不寝仕候者ハ、一樣ニ被下候様ニ願候、

そして、特に木村藤馬への遺金と加増については、特別
のはからいをもっていたことを書残している(同文書二五〇一)。

一 木村藤馬

右ハ、我等金子二百兩か二百五十兩迄之内被下候様ニ
致度候、

一 序なから申置候、先日藤馬事御はなしの序ニ被仰候
ハ、とかく御役目を被仰付候へてハ、その身之いたし
をちも御心えなく御座候へは、一生御役目ハ不被仰
付、御相手御相伴など計仰付られ可被為置よし御はな
し被成候、その身ニ取候へてハ有かたき御事、等等ニ
置候へても忝なき御事ニ御座候、それに付われら願御
座候、左候ハ、我等忌中明キ候ハ、二百石之御加増

被下候へて、千石の高ニ成被下、大番頭の格ニ被仰付下候様ニ致度候、左候へはもはや我等心さしも立、その身為家の為ニも、過候ほと御をんニて御座候、これ計願ニ御座候まゝ、御さしつかいも無御座候ハ、右のとをりニ被仰付被下度願ニ御座候、以上、

一 此書付外之者ニかゝせかたく御座候まゝ、おり瀬ニひそかに認させ申候、もし女之手跡ニて御ふしんも御座候半かと、品々書付申候、以上、

更にまた、いよいよ吉村が卒去した場合、剃髪を許すべき者として次の者を上げている(同文書。三四七八)。

剃髪願候ハ、可被仰付者

◎つれ

◎そへ

◎りせ

◎浜野

浜野被仰付候ハ、菅野願申事可有之候、表之年寄ニ被仰付候而、堅ク無用と可被相留候、

◎隠居用人共

◎木村藤馬

◎石田定之丞

◎古山丈太夫

(傍線筆者)

◎赤阪権左衛門

◎鶴沼休太夫

(符箋)
◎牧野権右衛門

刀番

このように『伊達家文書』の一端をみただけでも、『続隣松集』の編者木村藤馬等三名の、吉村からの信頼がいかに篤かったかが理解されたかと思う。特に、木村藤馬、牧野鎮成においては、その信任も並々ならぬものであったことは、これらの文書からも窺い知られるところである。

吉村時代の右筆について

そこで、もし仮に『隣松集』『続隣松集』共に右筆等によつて書写されたものとするならば、はたして吉村時代の右筆に、どんな人物がいたのであるか。その前に、わが国の書道史上からみた右筆の存在をごく簡単にふれておこう。

江戸時代初期以来、日本の書の流れに二流があった。一つは、幕府中心に御家流が尊重されたこと。その二は、五山の僧の流れをくむ禅僧らによつて、唐様が寺院に命脈を保ちつづけたことである。

日本流の書体を総称して和様と呼んでいるが、その中心は京都にあった。家康は幕府を江戸において、江戸繁栄の

基をつくつたが、華やかな元禄文化は上方文化の移植で、文化の中心はなお京都にあった。書道の面においても、元禄前後は、和様の全盛期であった。

もともと御家流は、鎌倉時代末期に世尊寺流より分れた流派で、尊円親王を祖とした。親王は、伏見帝第六王子で、青蓮院の門主として京都粟田口にいたので、別に青蓮院流とも粟田流とも称した。

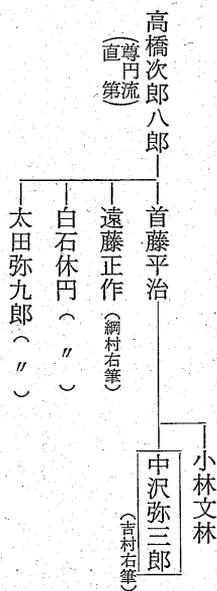
古来朝廷の儀式に際して書かれる書は、世尊寺一家が書くことが慣例となっていたが、享禄二年（一五二九）世尊寺行秀が歿して、世尊寺流が断絶しかけたとき、後奈良帝はこれを憂い、持明院家とその伝統をうけ、持明院基春がそのあとをつぐ。以来持明院流を称することとなった。従つて、室町時代の主たる和様は、青蓮院流と持明院流の二流であった。即ち、この二派の外に、素眼流・堯孝流・飛鳥井流・二楽流・宗祇流・界流・宗鑑流など、幾多の流派が林立したが、何れも大体青蓮院流風を帯びた和様で、御家流の様式を出ないものであった。

この御家流の書を、家康が特に愛好したことと相俟つて、幕府の公文書、制札の類は勿論のこと、三百諸侯の進達書等は、すべてこの御家流で認めることが慣例となり、従つて、御家流は各藩の実用書体となった。そして、各藩にはそれぞれに御家流の能筆家が輩出し、当仙台藩においても例外ではなかった。

仙台藩が文芸上で最も盛行をみたしたのは、政宗時代を除けば、おそらく綱村・吉村父子時代で、元禄以降四五十年の間であらうか。この時期にまた多くの文人墨客も世に出てゐる。虎岩八弥もその一人で、仙台藩の右筆を代表する一人と称されている。虎岩家は、代々医道をもって藩につかえたが、書をもたしなみ、御家流をよくした。

綱村・吉村父子の時代は、尊朝流右筆の全盛時代で、当時の系統を図示すると次のようになる（仙台市史 第 一 巻）。

尊朝流

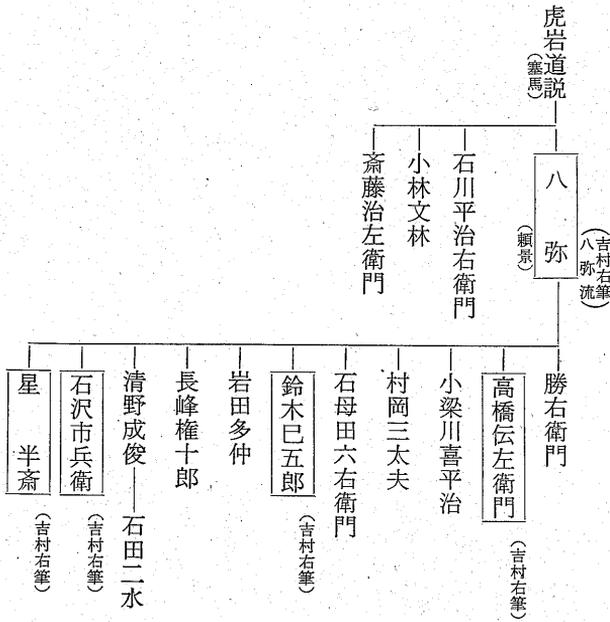


惣惣流

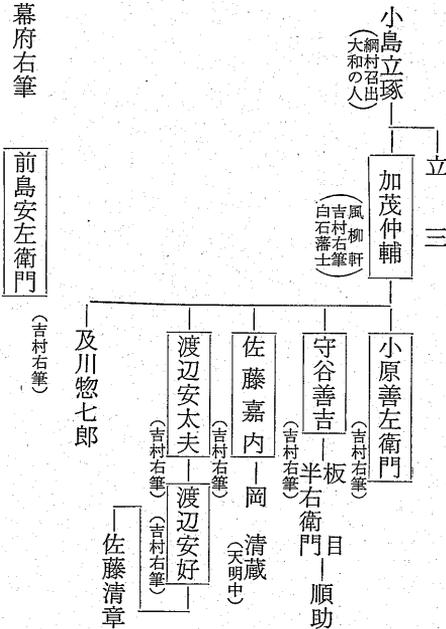


また、幕府の右筆には、次のような人々がいた。

幕府右筆
久保吉衛門 庄司新助 (綱村右筆)
◎ 尊朝流



◎ 尊朝流



幕府右筆

前島安左衛門 (吉村右筆)

(大橋流を学ぶ、大橋流幕府右筆大橋重政にせず、重政寛文五年歿す、御家流一派のみ)

右の略系のうち、 内は吉村右筆として活躍するが、八弥ほか十五名の多きに上っている。しかも注目しなければならぬのは、幕府右筆の責任を負いながら、仙台藩の右筆をも兼ねていたことである。これは、右筆の職責が如何に重要なものであったか、また、単なる書の巧拙を云々するのみならず、右筆としての地位の確立が堅固なものであったことを意味するものであろう。

すなわち鎌倉・室町幕府の右筆は、職制上では、引付衆

の下級にすぎなかったのが、江戸幕府になると、老中・若年寄の下に、機密文書を扱う奥右筆と、単に一般政務を扱う表右筆とおくようになっていく。それらと相俟って、諸大名もそれぞれに右筆をおき、幕府との連携をより密接なものにしていく。こうした動向と無関係ではない。

吉村の筆跡

このように、吉村につかえた右筆は多かったのであるが、彼等のうち、吉村の著わした和歌や随筆の書写を行なわなかったとは考えられず、恐らく、これだけの右筆の中には、自ずとこの『正集』『続集』の書写に携った右筆も多々あったろうと推察される。

全体の筆跡をみると、よく字体が似ているのであるが、あれだけ老大なもので、個処により、若干ずつ趣を異にするように思われる。右筆は、どうしても主人の筆に似せて書く傾向が濃厚であるから、筆跡が酷似するのであるが、しかし、そこには自然その人のくせというものが出ることとは否めない。吉村もかなりの能書家であり、右筆は、この吉村の筆跡によく似せて書写したものと推測される。例えば、吉村自筆とされるものとの対照でも、いかにも吉村の筆跡に酷似し、どちらが本物か戸惑う程である。

しかし、決定的と思われる筆跡の相違が一つだけある。一般的にいつて、筆跡鑑定には、よく似ているが筆力が弱

いと、臨書をしているのでどこかにぶれがあると、様々とその弱点が指摘されるが、吉村の署名に、自筆とされる他の資料をみると、「吉」の字の筆画に明らかに違いがみられるのである。

「吉」の文字を分解すると、^①—^②—^③—^④の筆順になるが、自署の場合は、第一と第三の横画を先に書き、第二の縦画を書くとき、第三の横画を上からつきぬけて口を書く方法である。しかも第三の横画は、第一の横画よりも長目に書いてある場合が多い。ところが、この『正集』『続集』に書かれた「吉」の文字は、殆んどが正順の書き方で、しかも第一の横画の方が、第三の横画よりも長いのが特徴である。前に掲げた「成文」の押印のある奥書の署名ですらそうである。これは明らかに、吉村自筆という断定に疑義をもたざるを得ない証拠の一つである。

又、押印についていえば、残念ながら『伊達家文書』原本と当館本とを直接照合することはできないが、朱肉の色に時代の色合が希薄のように思われるし、「成文」の文字も若干異なるように見受けられる。一般的に考えられることは、署名と押印は、自ら為すものと考えられるが、『正集』『続集』の場合は、自署自押印ではなかったということなのである。また、この家集には、吉村の花押が一つも見当たらないことも、存疑を深める一つでもある。

仙台市立博物館所蔵資料について

筆者は、宮城県図書館の伊達文庫に収蔵されている資料を唯一の頼みとして赴き、偶然に、成立に係る貴重な記事を見出したのであったが、実は、同図書館には、結局『続隣松集』の和文三巻の部分のみで、例えば、『仙台叢書』に収録されている『続隣松集』と称されているものも、これに拠って翻刻されているのではないかと推測したのであった。従って、吉村の『隣松集』及び『続隣松集』の全容は、まだ明らかになされていないのである。

同県図書館に於て、吉村の筆跡のことについては、確証を得ることができず、奉仕課の方に誠に残念である旨を告げると、そこで、市立博物館の学芸員の方を紹介して下さい、時間も切迫していたが、閉館まで二時間足らずある、早速博物館の方に赴いたのである。

そこで来意を告げると、係の方が出して下さったのが、正に当館購入の『正集』『続集』と全く相似の、黒漆塗りの桐箱二個であった。思わず歓喜した。双方の被蓋にはそれぞれ『隣松集 七冊』『続隣松集 十一冊』と金泥の文字が認められ、その筆跡も同筆と目された。当館本より大型で、牡丹花模様様の絹布表紙(吉村は、本来近衛家の家紋である牡丹花を、そのまま用いることが畏れおおいた「伊達家文書」二七三九番参照)、一見すべてが豪華絢爛である。内容の筆跡もほぼ一致する。

更に話しを進めていくと、吉村の自筆とされるものが何点かあり、いわばこの『正集』『続集』に収められた作品の自筆校本と思われるものである。短冊などもかなりの枚数を収蔵しているという。

そこで自筆とされているものの中で、『塩竈松嶋之記』と『松が浦嶋之記』(いずれも「正集」和文上に収録のもの)の二点を拝覧させて頂いた。その比照では当館本・同市立博物館本の『隣松集』の筆跡と酷似はするが、矢張り異筆であることは明らかである。そこで、益々吉村の自筆ではないという確証を深くしたのであった。

当館本と同博物館本とは、その豪華さにおいて勿論趣を異にしている。しかし、同博物館本をみる限り、『正集』と『続集』とが時代を隔てて別々に書写装訂されたものとは考えられない。全く双方の筆跡・装訂上の趣きが一致している。こうした事実から推定しても、該書は、家臣に編集させ右筆らに書写させたものと考えられるのである。(前掲隣松集の成。立参考)

こうして、現在のところ同家集について少なくとも二部の所在が確認された。結局察するに、同博物館本は、家宝として伊達家に伝承され、当館本は、一種の嫁入本として作られ、それが何時の時点でか世間に流出し、古書肆の手に渡ったというものである。いずれにしても出所は一つなのである。

ここで伊達文庫についてみると、戦後同文庫からかなり世間に流出した様である。それでも収蔵してあった財宝のうち、一般受けのする資料等は、宮城県図書館に、美術工芸品及び古文書の類は、仙台市立博物館の方にと分納された。そこで乱売は防止されたということであろう。同図書館では、蔵書目録中に伊達文庫の分も地方史資料の一環として収め、又同博物館では、昭和二十六年に伊達家から寄贈されたのを機会に、『伊達家寄贈文化財目録美術・工芸』として刊行した。昭和四十年のことである。

内容と評価

さてこれまで、成立事情に大方の紙幅を費してしまい、内容にふれる余裕がなくなってしまった。

末尾に別添した編成と各々の作品の奥書によって、およその見当はつけられるかと思うが、詠歌の数だけでも、『正集』は四、三九〇首、『続集』は三、一一五首、別巻が四六首、合計七、三〇〇首の大部を収録している。これに和文の中に詠まれた歌をも加えれば、かなりの数に上ることになる。

一方評価の点をいえば、自筆稿本ではないという難点はあるが、次のような諸点において、この家集は軽視できない意味を持っているものと考えられる。

(1) 吉村の大方の事跡、行動の周辺が察知されること。それ

は、詳細にみると、それぞれの作品に、何時・どこでいかなる由に詠じ又書かれたかが記載されており、それらの記載を丹念に追えば、吉村の事跡を知り得る資料ともなり得ると思われる。

(2) 作品は、必ず当時第一級の公家歌人によって添削を受けている。これは当時、公家との交流がいかに重要な意味をもつものであるかを示すものであると共に、単に作品に対して公家の御墨付を頂戴し箔をつけるといった性質のものではなく、吉村の誠実さのあらわれと見るべきであろう。各奥書をみると、添削を受けた上で必ず清書を行なっている。それは、自己の作品に対して、よりすぐれた人の眼識を拜戴することで、より作品を完成させ、美の追述を求めてやまない真摯な態度といえる。その姿勢は、また、人間修業の道にも通じるものではなからうか。

(3) 一番の主領として、領国の情況、民生の安定、領地の景勝の保存に、多く腐心していること。単に景勝の讚嘆にとどまることなく、その保存維持に勤めたことは、彼の施政上に表われており、又和文の随所にその姿勢の片鱗を窺うことができる。

(4) 諸藩の大名によって著わされた学問や文芸上の著録は数多い。しかし、それらは個々ばらばらに、写本で或は版本で転々と伝播され、またすでに散佚している資料も多く、この吉村の家集のようにまとめられて編成され、稿をなしていることは多くはみない。その点での価値も見がせない。いわば資料の伝承の有り方の問題を提起しているように思われる。

むすび

長沢規矩也氏は、稿本の定義を次のように説明されている。

伝写本に対して、編著者の草稿を稿本（藁本）とよぶ。そういうと、稿本とは編著者みずからが手書きした写本と思う人もあろうが、そうとは限らない。編著者が門人にまとめさせた草稿も稿本であるばかりか、稿本をそのまま転写した写本も、さらに、稿本そのままをなんらかの方法で出版した本も稿本といえる。つまり、稿本の称は内容についてのもので、刊写の形式によるものではない。そのため、編著者みずから書いた稿本を、特に自筆稿本・手稿本とよぶ（古書のはなし四一）。

今、氏の説に従えば、仮に吉村自筆稿本とはいえない難いに

しても、吉村が家臣に編集筆写させた稿本であることには異論はないと思われる。しかも該書は、当館本と仙台市立博物館本と二本に限定されるとすれば、それなりの取扱いをして保存することが妥当と思われるのである。更に全容がまだ知られていないということであれば、これからの研究に益することは否めない。

先年内閣文庫で、「大名の著述展」が催された。その中に吉村の作品三点が出陳されている。いずれも写本及び版本である。こうした催しによって、諸藩大名の学術と文芸が理解され、研究の端緒ともなり、この吉村の家集が、それらの研究の一端に加えられることがあれば、筆者にとつては望外の幸である。

参考

この家集の編成を更に細目にわたってみると次のようになっている。上段に各々の作品名を記し、下段には、作品に記してある識語類を収録して、全容が汲み取れるように配慮した。なお、作品名下の算用数字は収録歌数を示す。

また『仙台叢書』に収録されている作品は、その旨を付記した（作品名は本文中のものによる。漢字は通用のものに改めた。）。

作品名

識

語

隣松集 上 春 (809) 夏 (315)

同 中 秋 (569) 冬 (387)

同 下 恋 (420) 雜 (857)

上記三卷首に点者名を次のように記す

紫点 近衛前関白基潤公

黒 中院前内大臣通茂公

朱 清水谷前大納言実業卿

浅黄 中院前大納言通躬卿

黄 武者小路前中納言実陰卿

萌黄 竹内二位惟庸卿

下巻奥に次の跋文あり

名にたかき和哥のうらなみかけてたになをいろそはぬ松のことの葉

左近衛中将吉村

跋

夫和歌者、扶桑不朽之盛事而、人心感_レ物之詞葉也、濫_ニ觴乎天橋_ニ湊合之浩唱、權_ニ興乎出雲_ニ清地之神詠、自_レ爾以来、本邦之風俗、王侯士庶、諷_レ之吟_レ之、以言_ニ其志、予自_レ幼嗜_ニ斯道、有_ニ年于茲、今此集也、從_ニ十六歲_ニ元禄乙亥_ニ至_ニ三十有九_ニ享保今年_ニ、其間所作之倭歌及文藻若干卷、嘗就_ニ乎_ニ当世公卿、歌林秀達之家、編_レ請添削、以得_ニ是正_ニ輯_レ以成_レ編、名曰_ニ隣松集_ニ繫_レ以伝_レ家、不_レ供蠹魚之養_ニ則幸矣、

時維享保三戊戌歲二月

隣松集組題 上

首に目次を記す

詠百首和歌 (100)

奥書

右百首和歌者、元祿十四年於曹司近土源重榮相共每題詠三首、中院前内府于時從一位通茂公奉受概括合
点六十三首、余分改作及三度而滿皆点、仍今度令清書為一帖早、
(一七〇八)
宝永五年次戊子陽月下澣

詠百首和歌 (100)

奥書

此一帖之百首和歌者、去宝永五年春在江府之砌近臣相俱詠之後、中院前内府通茂公奉請添削一
卷也、其後武者小路宰相中将実陰卿乞合点替歌各二首点無之分清書除之、
(一七〇八)

于時正徳元年五月上旬

黒点百首、黄点六十九首

左近少将吉村

詠百首和歌 (100)

奥書

右百首和歌者、去正徳二年_(一七二二)在武州随公私晦至同三年百詠之早、去年武者小路黄門実陰卿奉受添
削各替哥後令清書、又乞再点今度改加清書者也、
(一七二六) (三月)

正徳第六弥生中旬 右中将吉村

詠百首和歌 (100)

奥書

右百首和歌者、去年詠之後、武者小路中納言実陰卿奉請添削一卷也、又乞再点者也、
(一七一八)
于時享保三年十月下旬
左中将吉村

詠五十首和歌(50)

首に曰

(一七〇六)
宝永三年二月五日武州浅草稻荷社奉納、武者小路実陰卿点、

左近衛権少将藤原吉村

詠三十一首和歌(31)

首に曰

名取郡竹駒明神社参詣之序奉納

左近衛権中将藤原朝臣吉村

奥書

右所詠之和歌者、依有心中之願望、今度自武州帰城之時、駅路之間詠之、今月着城之日、詣名取郡竹駒明神敬拜之序、奉納神前者也、猥述野情、不受達人之添削、神慮之恐他人之嘲亦不少者歟、

(一七一八)
享保三戊戌年仲夏十一日

詠三十首和歌(30)

首に曰

(注 三月十一日ヨリ四月十日マデノ歌ナリ)

(一七〇七)
元禄十四年從三月十一日着到点取和哥竹内二位惟庸卿点

詠三十首和歌(30)

首に曰

(一七〇四)
宝永元年七月十日、始而領国入部之節、奥州塩竈社奉納、武者小路実陰卿点、

從四位下行左近衛権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠名所和歌(30)

奥書

右三十首之名区者、我領国之勝境也、然此地去京甚遠無視公卿繪紳游觀高車之轍、雖自古有其歌頌、見其景於画図、知其勝於伝聞、未見旁称其景尽記、其勝者豈不遺恨哉、思之過年需詠歌、于公武之序予独吟、重而詠之、請添削于武者小路黄門実陰卿、今為一卷染毫毛早、
享保二年五月中旬

虎賁中郎將吉村

詠旅二十首和歌(20)

首に曰

宝永四年(一七〇七)從三月廿一日至四月朔日看到、從奥州仙城至武州旅行、毎日二首充詠之、清水谷亜相点、

詠二十首和歌(20)

首に曰

宝永三年九月下旬在領国紅葉形押短冊ニ詠書付之、清水谷亜相点、
(一七〇六)

詠二十首和歌(20)

首に曰

享保二年二月廿五日奥州仙台城下烏崎文珠堂建立後初度奉納、武者小路実陰卿点、
(一七一七)
左近衛権中将從四位上行兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠二十首和歌(20)

首に曰

竹内惟庸卿点

隣松集組題 下

詠十五首和歌 (15)

首に目次を記す

首に曰

元禄十六年二月七月初午武州稻荷社奉納、竹内二位惟庸卿点、澆花堂

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永四年極月城中愛宕社奉納、中院前内府通茂公御点、

從四位下行左近衛権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永四年極月奥州仙台城下龜岡八幡宮奉納、武者小路実陰卿点、

從四位下行左近衛権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永四年極月奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、武者小路実陰卿点、

從四位下行左近衛権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永五年十一月朔日奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、中院前内府通茂公御点、

左近少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永五年十一月朔日奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納、武者小路実陰卿点、
左少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰
宝永五年十一月朔日城中愛宕社奉納、中院通躬卿点、
左少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰
宝永六年分奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、同七年六月朔日納之、武者小路前宰相実陰卿点、
從四位下行左近権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰
宝永六年分奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納、同七年六月朔日納之、武者小路前宰相実陰卿点、
從四位下行左近権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰
宝永六年分城中愛宕社奉納、同七年六月朔日納之、武者小路実陰卿点、
從四位下行左近衛権少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰
宝永七年八月十九日城中愛宕社奉納、武者小路実陰卿点、左近衛少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永七年八月十九日奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、武者小路実陰卿点、

左近衛少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

宝永七年八月十九日奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納、武者小路実陰卿点、

左近衛少将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳元年分奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納之、同二年納之、武者小路実陰卿点、

羽林藤吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳元年分奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、同二年納之、中院通躬卿点、

羽林藤吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳元年分城中愛宕社奉納、同二年納之、中院通躬卿点、羽林藤吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳二年分奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、同三年十一月十五日納之、武者小路前宰相実陰卿

点、

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳二年分奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納、同三年十一月十五日納之、武者小路前宰相実陰卿点、

左近衛中将吉村

左近衛中将吉村

詠十五首和歌

首に曰

正徳二年分城中愛宕社奉納、同三年十一月十五日納之、中院垂相通躬卿点、

左近衛中将吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳三年分城中愛宕社奉納、同四年十一月十五日納之、中院垂相通躬卿点、

左近衛権中将從四位上兼行陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳三年分奥州仙台城下亀岡八幡宮奉納、同四年十一月十五日納之、中院垂相通躬卿点、

左近衛権中将從四位上兼行陸奥守藤原朝臣吉村

詠十五首和歌 (15)

首に曰

正徳三年分奥州仙台城下大崎八幡宮奉納、同四年十一月十五日納之、中院垂相通躬卿点、

左近衛權中将從四位上兼行陸奥守藤原朝臣吉村

詠十二首和歌(12)

奥書

右十二首月次之和哥哥、(一七〇三)(三見)元禄十五年弥生下旬之比、源重榮依所望坂上建頭兩吟詠之、則右歌之心絵ニ写之、
右色紙形清書持明院前大納言基時卿、絵十二枚自画之、

詠十首和歌(10)

首に曰

(一七〇三)元禄十五年武州稻荷社奉納、清水谷垂相実業卿点、隣松軒

詠十首和歌(10)

首に曰

(一七〇五)宝永二年三月十日奥州塩竈社左宮奉納、武者小路実陰卿点、

從四位下行左近衛權少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十首和歌(10)

首に曰

宝永二年三月十日奥州塩竈社右宮奉納、武者小路実陰卿点、

從四位下行左近衛權少将兼陸奥守藤原朝臣吉村

詠十首和歌(10)

首に曰

宝永二年三月十日奥州塩竈社別宮奉納、清水谷垂相実業卿点、

從四位下行左近衛權少将兼陸奥守藤原朝臣吉村奉

隣松集和文 上

むさしより領国へかへ

る道之記

(仙台叢書 第四卷)
に収む

塩竈松嶋之記

(同)

きりのまよひ

(同)

藤原宗房詠歌集序

宮城野遊覽之記

松浦嶋之記

首に目次を記す

奥書

右之記中院 亜相通躬卿入見參、歌詞共ニ受添削書留之者也、

宝永二曆八月下旬 左少将

奥書

此一巻清水谷前 亜相実業卿入見參、歌詞書等得添削、今度清書早、

宝永元曆初冬念六

左近衛権少将藤原朝臣吉村識之

奥書

右歌詞清水谷前 亜槐添削奉受也

奥書

左少将吉村識之

奥書

右去年秋、遊宮城野而記之、今度武州参向之後、於京洛乞武者小路参議実陰卿、概括染毫端

早、

宝永乙酉曆南呂中浣

羽林藤原吉村

奥書

此一巻者中院前内府通茂公御添削奉受清書早、

(仙台市立博物館蔵自筆本奥書)
一此一軸中院前内府入高覽奉受添削令清書早、

宝永二曆十月廿六日 浣花堂

(花押)

草のゆかり

奥書

右一帖者宝永二年卯月上旬識之、
(一七〇五)

左近衛権少将藤原朝臣

母の百ヶ日願文

奥書(本文と目次の順序異なる)
(一七〇六十月)

宝永三年陽月中浣

左近衛権少将藤原吉村奉

母のおもひにこもり侍
る時のこと葉

奥書

(宝永三年一七〇六)
丙戌之種夷、則予在領国、不幸聞尊妣浄晃大姉之赴卒、哭哀嘆更無歇期、在于喪次幽朦冥寂之

余、命管城子略記其始終之事、備自己之遺忘及卷成、而請清水谷前巫相実業卿得概括、頃日手
自清書早、凡事物替星移則多失忘焉、予此举也欲歲月之久慕思綿々矣、是亦庶幾古人癡蓼莪之

篇歟、

(一七〇六十二月)
宝永三年臘月下旬 左少将吉村識之

土佐侍従をいためるこ

奥書

右一帖者宝永三年之秋独居ニ識付之早、
(一七〇六)

羽林次将藤原朝臣

慶雲院禪尼をいためる

奥書

こと葉

宝永三曆霜月下旬(十一月) 浣花堂識之

右一冊者第藤原村時祖母卒去之慶雲院禪尼
子実祖母也所記之詞等也、今度清水谷前並相実業卿奉受添削令
清書早、(一七〇七)

同四年初秋中澣 左少将

緑山香炉記

奥書

于時宝永第四曆初夏中澣

羽林次将吉村

右和歌者中院大納言通躬卿清水谷前大納言実業卿兩卿之点也

母の三回忌追善和哥の

奥書

こと葉

宝永第五戊子曆七月四日

左近衛権少将藤原吉村

隣松集和文 下

鎌崎入湯之記

奥書

宝永いつゝのとし菊さける頃書とゝむ

右歌者中院並相通躬卿点也

越智正倚へつかへしけ

奥書

る詞書

右歌者武者小路実陰卿点也

慰平行重妻失思辞

奥書

右者正徳元年正月廿七日送之、歌者武者小路実陰卿点、

源次雄訪妹中襟辞

奥書 右歌者武者小路実陰卿点

將軍綱吉公をいたみ奉

奥書

る辞

右歌詞書共ニ中院垂相通躬卿点

日光山記行

奥書

右歌詞書共ニ中院垂相通躬卿添削也

鷹狩記

奥書

右享保二年二月識之、武者小路前中納言実陰卿添削也、

常照禪尼病愈後帰武蔵
道記

奥書

右享保三年仲春識之、中院前垂相通躬卿添削也、

青根山之記

奥書

左近中将吉村識

享保三年 後ノ神無月下旬

此一帖和歌前大納言通躬卿、武者小路前中納言実陰卿、両卿請添削訖、

続隣松集 春 (494)

同 夏 (189)

上記作品「春」から「雑下」までの首に次の点者名を記す

同 秋 (505)
 同 冬 (332)
 同 恋 (196)
 同 上 (480)
 同 雜 下 (259)

続隣松集組題

詠十五首和歌 (15)

詠二十首和歌 (20)
 (一七二九)
 享保十四年正月
 詠二十首和歌 (20)

浅黄点 中院前右府通躬公

黄点 武者小路儀同三司実陰公

萌黄点 武者小路前中納言公野卿

朱点 高松宰相重季卿

首に曰

後度享保十二年閏正月廿二日より同晦日迄、於古川旅宿詠之、
 (一七二七)

奥書

後度享保十二年四月廿七日武者小路実陰卿御添削

首に曰 享保十三年二月於江府詠之 奥書 武者小路実陰卿御添削
 (一七二八)

奥書 一卷を見候ておもほえず

実陰

むかしにもころのゆきゝやすかれやすなほに見ゆることの葉のミち

詠五十首和歌 (50)

奥書

右五十首組題和歌、從去正月廿四日二月四日日數十日之間、鷹狩於旅宿詠之、每題及哥三首、
同卯月上旬武者小路大納言実陰卿受御添削、今度所返給之和歌令清書早、
(七二九)
享保十四年七月下旬 羽林中郎將

春雪十五首 (15)

奥書

右雪十五首和歌者、去正月十二日於領国雪中日独吟所詠之、春雪組題從往古依未見聞、私憚之
冬題にて每一首詠春心、其後奉見武者小路重相実陰卿添削之次、右之旧例依無之、彼卿為新
作、每題加春字給之、誠可謂龜鑑者歟、
(七二九)

享保十四年九月中旬

羽林中郎將吉村

詠五十首和歌 (50)

奥書

右五十首和歌者、享保十五年(一七〇〇)在而江府、正月十七日より同至二月廿五日読終、同夏武者小路前
大納言実陰卿請添削、此度令清書早、
同年八月十五日

詠百首和歌 (100)

奥書

盲見汚墨 四十七首 実陰
世とよにもにこゝろたかくはなけとも身はちりひちのやまとことの葉

在中將藤原朝臣

詠春三十首和歌(30)

右一卷者、去年武州在府之時、自仲春末八日始詠之、帰国之後至皇月(五月)四日而終焉、每題各三首以請近衛闕白家久公并武者小路前重相実陰卿之添削、爾後実陰卿再乞誹判為皆点、令清書之、且鄙歌一首加于卷尾者也、
于時享保十六年臘月下旬

首に曰

元禄十五年仙洞御法楽御出題、享保十六年從正月九日至同廿五日詠終ル、
(一七〇三)

詠夏三十首和歌(30)

首に曰

元禄十六年仙洞御法楽、享保十六年從二月三日詠始同三月十一日詠終ル、
(一七〇三)

詠秋三十首和歌(30)

首に曰

貞享元年禁裏御内会、享保十六年從三月十九日至五月廿二日詠終ル、
(一六八四)

詠冬三十首和歌(30)

首に曰

宝永元年仙洞御法楽、享保十六年五月廿六日詠始同十月十八日早ル、
(一七〇四)

奥書

右四季三十首和歌者、今年從正月上旬、在領国之砌詠始之、今於江府詠終、武者小路前大納言実陰卿請添削、冬詠三十首之間予依有瘧疾遲滞、漸及十月上旬事終、仍而令清書聊加卑詞已、
(一七三三)
享保十六年臘月下旬

羽林中郎將吉村

和州郡山八景(8)

奥書

右者享保十七年十二月郡山侍從吉里朝臣勸進

詠七夕七首和歌(7)

首に曰

享保十七年七月七日末松山於旅店詠之

奥書

右者享保十八年七月十四日武者小路前大納言実陰卿御添削

享保二十年五月廿四日

奥書

故中納言政宗卿百年忌
追善詠三十一首和歌(31)

政宗卿以辭世和歌一字
宛句上ニ置之

高祖考瑞巖寺殿之百回忌辰開法筵于青竜山瑞岩禪寺、聊修仏事、玄孫吉村謹分其臨終和歌之
字冠句頭、自詠三十一首之倭歌、書之而為一軸、且以冷泉黃門為久卿之出題、外請撰家親
王已下及武林之士大夫、内命妻子臣妾等、各所詠之和歌短冊凡若干枚、恭供靈前、以
祈冥福云、

享保二十年乙卯五月二十四日 左近衛權中將藤原吉村

右者武者小路前大納言実陰卿御添削

詠句題五十首和歌(50)

奥書

首に曰 享保十八年詠之

右者享保二十年極月武者小路前大納言実陰卿御添削

詠二十首和歌(20)

首に曰

(一七三六)
元文元年十二月大沢式部基寛依所望独吟

奥書

右者中院前内府通躬公御添削、萌黄点武者小路前中納言公野卿御添削也、

詠名所三十首和歌(30)

奥書

(一七三七)
右者元文二年三月中院前内府通躬公御添削

詠着到二十首和歌(20)

首に曰

元文二年從三月廿八日至四月五日

奥書

近衛前関白家久公御添削、右者江府参勸旅中、近臣ト共詠之和歌也、

詠三十首和歌(30)

首に曰 南都春日社奉納

(和文下に「春日社法樂和歌詞書」あり)

奥書

右者中院前内府通躬公御添削、黄点并朱書之分、武者小路前大納言実陰卿御添削也、

詠十三首和歌(13)

首に曰

(一七三六)
元文元年秋於領国詠之

奥書

右者武者小路前中納言公野卿御添削

詠十五首和歌(15)

首に曰 (一七三七)
元文二年秋在武州詠之
奥書

右者中院前右府通躬公御添削、十五日巳剋より至申剋詠終ル、

詠春十五首和歌(15)

奥書

(一七三七)
元文二年從正月廿日、志田遠田郡鷹狩砌、同二月五日迄着到詠之、右者武者小路前中納言公野卿御添削也、

詠五色五行和歌(15)

奥書

(一七四〇)
元文五年五月從江府至領国之間、同月十一日より同十八日迄着到詠之、右者武者小路前中納言公野卿御添削受之、

詠名所七首和歌(7)

奥書

(一七三八)
右七首和歌元文三年三季旬、家息宗村朝臣依所望、一日一夜之間詠之、後日武者小路前中納言公野卿受御添削者也、

紀州吹上八景(8)

首に曰 冷泉為久卿題作

奥書

右者紀伊黃門宗勝卿依御所望詠之、(一七四二)
寛保二年七月武者小路前中納言公野卿受御添削者也、

長齡石硯記

(仙台叢書 第十一卷に収む)

奥書

左近中将藤原吉村識之

享保四己亥歲十一月中流

夢のたゝち

(同)

奥書

ときハ享保四のとしつちのとの亥神無月中の十日記しをほりぬ

虎賁中郎將藤吉村

芦垣香炉記

(同)

奥書

享保五曆臘月上旬 左中将藤吉村

客路草

(同)

奥書

此一帖中院亜相通躬卿、武者小路前黄門実陰卿請添削、今度令清書早、

享保五庚子年十二月下旬 左中将吉村

再浴青根山湯記

(同)

奥書

此一帖去年浴青根温泉内記之、而和歌詞等、中院亜相通躬卿武者小路黄門実陰卿両卿請添削、

今年至弥生清書之早、

享保六年辛丑弥生季旬

奥陽仙台中将吉村

青根山薬師堂奉納温泉

記

奥書

享保庚子年十一月初三 隣松軒識

(同)

同掛置聴泉居温涼室記

序

(同)

続隣松集和文 中

あしの下根 送娘文

(仙台叢書 第四卷) に収む

海浜歴覽記

(仙台叢書 第十一卷) に収む

春のかたみ

(同)

春岸夏岸石記

(同)

遠嶋記

(目次による)

首に目次を記す

奥書

(享保八年一七三二) 辛丑のとし卯月中旬

右歌詞中院大納言通躬卿受添削早

奥書

左近中将吉村

右一冊武者小路黄門実陰卿受添削也

奥書

右一冊中院大納言通躬卿、武者小路前中納言実陰卿両卿請添削、而今度合清書早、

(享保八年一七三三) 九月下旬 藤原朝臣吉村

奥書

(九月) 享保八年菊月九日

左近中将藤吉村誌之

奥書

(仙台叢書 第十二)
巻に収む

此一帖者、当春領国牡鹿桃生之両郡巡見之時所書集也、今度武者小路前大納言実陰卿得添削、改清書之早、

(享保十三年十月)
享保十曆神無月中旬

左近中将藤吉村

鹿島海道記

(同)

奥書

(享保十三年六月)
享保十三年水無月下旬記之

羽林中郎将吉村

右一帖者、今度武者小路前大納言実陰卿得添削、改清書之早、

続隣松集和文 下

磯のかりね

(同)

奥書

首に目次を記す

右一冊者、享保十三年之秋、領国十三浜巡見之記也、去年武者小路前大納言実陰卿受添削、今

度令清書早、

(享保十五年九月)
享保十五年長月上旬

羽林中郎将吉村

境内巡行記

(同)

奥書

右一帖者、(享保十二年七月)
去丁未年領国東北巡見之一卷也、其後公私無暇、良久所打捨、去々年在国之砌、謀

政務之暇日、漸加卑詞、奉請武者小路前相実陰卿添削、改而令清書為一冊而已、

(享保十五年七月)
享保十五年十一月季日

左近中将藤吉村

圭璋集序

奥書

(同)

常照禪尼をいためる詞
享保十七のとし霜月はしめの五日しるしをはりぬ
(七一三)
左近中将吉村

常照禪尼をいためる詞

奥書

(同)

右一冊者、去年実母常照朦氣間書集述卑懐一卷也、除服之後、武者小路前重相実陰卿請添削、

今令清書早、

(七一三)
享保十八年陸月下旬

左近中将吉村

初春のことは

(同)

奥書

右者中院前右府通躬公得添削、令清書者也、

(七一三)
享保二十一年陸月十六日

左近中将藤吉村

春日社法衆和歌詞書

(同)

(統隣松集組題ノ内「歌三十首和歌」
南都春日社奉納」ノ詞書ナリ)

遠嶋再遊記

(同)

奥書

(朱書)

「一冊披見之処、勝而存寄無之、面白事ニ存候、

公野」

右一帖者武者小路前黄門公野卿入賢覧者也

別軸

1 無題 (20)

卷首下部ニ「吉村上」トアル

初題「元旦立春」全二十首

別軸

2 隣松集余分(26)

奥書

延享三年十月廿一日、輪王寺宮公遵法親王日光御門主、金保安元を以御所望ニ付、差上之詠歌、入

叡覽桜町院、昭仁

初題「試筆」 全二十六首

奥書

右之歌隣松集書落候分、今度改而為一卷添置之者也、

于時(一七四九)寛延二己五月

武衛吉村 印

追記

この調査は、私事を許されるならば、愛弟が突然病床に伏し、その見舞いをかねて、昭和五二年八月二五日仙台に赴き、その寸時をぬって、宮城県図書館と仙台市立博物館とを訪問した折のものにもとづくものである。従って、調査の不行届は免れない。

とはいえ、宮城県図書館の奉仕課長田丸満洲男氏、同調査相談係長千葉千恵子氏、仙台市立博物館の佐藤憲一学芸員ほか職員の皆さまから、突然の訪問にもかかわらず快く応接して戴き、その上複写などで面倒をおかけした。また、佐々久氏からは、御懇篤なるお端書を頂戴し、大いに御教示を賜わった。これらの方々のお力添えでこのようにまとめることができた次第である。ここに名を記して感謝のしるしにかえたい。

なお、当該家集は、昭和五三年度に準貴重書に指定されたことを付記しておく(準拠 準貴重第2項)。

(いがらし・きんぎょろう 人文課主査)